

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度における、税務情報の目的外利用の項目追加について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部 高齢者医療保険制度準備担当）
担当者：鈴木 内線（3862）

事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度における、税務情報の目的外利用の項目追加について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	後期高齢者医療制度で、正しい所得情報を設定し、正確な保険料の軽減判定を行うため
対象者	後期高齢者医療制度に該当する者
事業内容	<p>後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定以上の障害のある方は65歳以上）の医療保険であり、被保険者は保険料を負担する。</p> <p>保険料については、所得の少ない方に対して軽減措置があり、世帯の所得合計が一定範囲内であることによって適用されることになる。</p> <p>広域連合では、被扶養者について、無所得として捉え保険料の軽減判定をすることになっている。しかし現在、税の扶養情報がなく、今回税務情報の目的外利用項目を追加することにより、保険料軽減の正しい判定を可能にするものです。</p> <p>また、軽減の可否を判定する際の所得は、事業を営む者の事業専従者控除、青色事業専従者控除を受ける前の金額となるが、これについても、現状でその情報がないことから、税務情報の目的外利用項目を追加することにより、保険料軽減の正しい判定を可能にするものです。</p>

件名 後期高齢者医療制度における、税務情報の目的外利用の項目追加について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	税務課	利用課	高齢者医療保険制度準備担当
登録された個人情報業務の名称	特別区民税・都民税	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	後期高齢者医療制度
情報はどのような媒体に記録されているか	ホストコンピュータ	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙(リスト)及び連携サーバ上のファイル
登録業務で保有している情報項目は何か	生年月日、賦課住所、資料区分、専従者表示、扶養判定表示、非課税区分、扶養者住民番号、1/1現在の配偶者の住民番号、普徴番号、特徴番号、年度、税目、通知書番号、異動制限表示、課税区分、均等割区分、所得割区分、青色申告表示、配偶者専従の有無、その他専従人数、営業等所得、不動産所得、配当所得、給与支払額、給与所得、公的年金支払額、雑所得・勤労分、一時所得、総所得金額等、特別控除/分離短期一般、特別控除/分離短期軽減、特別控除/分離長期一般、特別控除/分離長期居住用軽減分、特別控除/分離長期特定、均等割軽減表示、減免率、納期特例表示、等	左欄のうち利用する情報項目	扶養判定表示、扶養者住民番号、異動制限表示、青色申告表示、配偶者専従の有無、その他専従人数(追加項目)
何のために保有しているのか	特別区民税・都民税の賦課、収納を行うため	何のために目的外利用するのか	正しい所得情報を設定し、正確な保険料の軽減判定を行うため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成20年4月1日から継続